

令和5年度

根室市地域公共交通確保対策協議会総会

総会議案

日時 令和5年5月30日（火）14：00～

場所 根室市総合文化会館 2階 特別会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

根室市地域公共交通確保対策協議会
会長 竹 本 勝 哉

3 議 事

(報告事項)

報告第1号 令和4年度事業報告について
報告第2号 令和4年度会計決算報告について

(審議事項)

議案第1号 令和5年度事業計画(案)について
議案第2号 令和5年度会計予算(案)について

4 そ の 他

5 閉 会

令和4年度根室市地域公共交通確保対策協議会事業報告書

1 協議会の体制構築

(1) 協議会の運営

地域公共交通計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、令和4年4月に協議会を設立し、運営を図った。

(2) 設立年月日及び構成団体

ア. 設立年月日：令和4年4月1日

イ. 構成団体：根室市、根室交通㈱、根室ハイヤー組合、北海道旅客鉄道㈱、根室市町会連合会、根室市老人クラブ連合会、根室市社会福祉協議会、根室市観光協会、根室商工会議所、私鉄総連根室交通支部、根室市商店連合会、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、北海道釧路建設管理部、北海道警察釧路方面根室警察署、国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局、北海道根室振興局

2 地域公共交通計画の作成に関する協議・活動内容

(1) 協議会の開催

ア. 設立総会（書面総会）

令和4年4月1日（付議日）

《提出者》 17団体（承認）

《内容》 議案第1号 規約の制定について

議案第2号 役員等の氏名並びに部会の設置について

議案第3号 令和4年度事業計画（案）について

議案第4号 令和4年度収支予算（案）について

イ. 第2回会議

令和4年9月27日

《内容》 報告第1号 地域公共交通計画作成にあたって

議案第1号 地域公共交通計画（現況整理編）について

議案第2号 根室市地域公共交通計画策定スケジュールについて

議案第3号 アンケート調査について

議案第4号 乗降調査について

議案第5号 部会構成員について

ウ. 第3回会議（書面会議）

令和5年1月30日（付議日）

《提出者》 17団体（承認）

《内容》 議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）の事業評価（案）について

エ. 第4回会議

令和5年2月27日

- 《内 容》 報告第1号 各種調査結果報告
議案第1号 根室市地域公共交通計画の方向性について
議案第2号 根室市地域公共交通計画（素案）について
議案第3号 令和4年度根室市地域公共交通確保対策協議会補正予算（案）について
議案第4号 根室市地域公共交通確保対策協議会委員の追加について

オ. 第5回会議

令和5年3月28日

- 《内 容》 議案第1号 根室市地域公共交通計画（案）について

(2) 市民意見交換会の開催

令和5年2月7日～28日

- 《開催場所》 落石会館、歯舞会館、厚床会館、総合文化会館、老人福祉センター、つどいの広場クルクル、ふるさと遊びの広場、厚床駅～根室駅

《参加人数》 100名

- 《内 容》 議題（1）根室市における公共交通の現状について
（2）望ましい交通体系について

(3) 根室市地域公共交通計画の策定

《策 定 日》 令和5年5月30日公表

《計画区域》 根室市全域

《対象期間》 令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)の5年間

(4) その他、協議会の目的を達成するために必要な連絡調整

**令和4年度
根室市地域公共交通確保対策協議会
歳入歳出決算書**

歳入

(単位：円)

科目	予算額	補正額	補正後 予算額	決算額	比較増減	摘要
負担金	7,977,600	0	7,977,600	7,977,600	0	根室市：事業負担金 7,977,600
補助金	1,986,400	0	1,986,400	1,986,400	0	国土交通省：地域公共交通確保維持改善事業費補助金 1,986,400
諸収入	0	144	144	144	0	預金利息等 144
歳入合計	9,964,000	144	9,964,144	9,964,144	0	

歳出

(単位：円)

科目	予算額	補正額	補正後 予算額	決算額	比較増減	摘要
事業費	9,680,000	0	9,680,000	9,680,000	0	
委託費	9,680,000	0	9,680,000	9,680,000	0	地域公共交通計画策定業務委託料 9,680,000
事務費	284,000	0	284,000	13,370	△ 270,630	13,370
需用費	150,000	0	150,000	10,660	△ 139,340	印鑑作成費等 10,660
役務費	54,000	0	54,000	770	△ 53,230	手数料 770
旅費	80,000	0	80,000	1,940	△ 78,060	旅費(JR根室駅⇔JR厚床駅) 1,940
歳出合計	9,964,000	0	9,964,000	9,693,370	△ 270,630	

歳入決算額 **歳出決算額** **差引残額**
 9,964,144円 - 9,693,370円 = 270,774円 (令和5年度への繰越額)

監 査 意 見 書

令和4年度根室市地域公共交通確保対策協議会歳入歳出決算について、
帳簿、証書等を照合し確認した結果、いずれも符合し、かつその執行が
適正であることを認める。

監査実施日 令和5年5月18日

監 事 根室市社会福祉協議会

事務局長 星 山 祐 二



監査実施日 令和5年5月18日

監 事 根室商工会議所

事務局長 高 野 美 奈



令和5年度根室市地域公共交通確保対策協議会事業計画（案）

1 基本方針『子どもと高齢者にやさしく持続可能な公共交通体系の構築』

当市は市街地に人口が集中し、また、郊外部にも広域分散的に居住しており、高齢化が進行する中、市街地と郊外部の公共交通による生活の足の確保・維持が重要となっています。

一方、人口減少に伴う通勤・通学者の減少、生活スタイルの多様化等による公共交通の利用者の減少や運転手の高齢化等により、子どもに対する輸送支援や高齢者に対する多様なニーズへの対応など、交通弱者に対する支援が必要です。

更には、公共交通空白地域への対応など、効率的で生活環境に即した公共交通サービスの検討が必要であり、また、旅行者の輸送手段としても公共交通の確保・維持が期待されます。

そのため、生活交通を中心とする“使われる公共交通”のあり方を再検討し、持続可能な公共交通体系を構築します。

2 令和5年度事業の概要

(1) 地域公共交通計画の実施に関する協議及び進捗管理に関すること

- ア. 総会や会議、市民意見交換会の開催等（随時）
- イ. その他、関係機関・団体との協議等（随時）

(2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること

ア. 路線バス（落石線）実証試験運行

落石地区での通院・通学の利便性向上のため、新たにバス路線を新設した実証試験運行を行う。

《実施時期》 令和5年4月10日～

《運行区間》 JR落石駅～根室駅間

イ. 市街地におけるAIオンデマンド交通の実証運行

地域住民の新たな移動の足として、AIオンデマンド交通を運行し、移動サービスの最適化を図る。

《実施時期》 令和5年10月～11月、2ヵ月間

《対象エリア》 根室市街地

(3) その他、目的達成するために必要なこと

令和5年度
根室市地域公共交通確保対策協議会
歳入歳出予算書

歳入

(単位：円)

科目	本年度額	前年度額	比較増減	摘要
負担金	10,843,000	7,977,600	2,865,400	根室市：事業負担金
補助金	3,000,000	1,986,400	1,013,600	北海道：地域づくり総合交付金
諸収入	226	0	226	預金利息
繰越金	270,774	0	270,774	前年度繰越金
歳入合計	14,114,000	9,964,000	4,150,000	

歳出

(単位：円)

科目	本年度額	前年度額	比較増減	摘要
事業費	14,000,000	9,680,000	4,320,000	
委託料	9,000,000	9,680,000	△ 680,000	路線バス（落石線）実証試験運行業務委託料 4,000,000 オンデマンド配車予約サービス構築・運用業務委託料 5,000,000
使用料及び賃借料	5,000,000	0	5,000,000	自動車借上料 5,000,000
事務費	114,000	284,000	△ 170,000	
需用費	50,000	150,000	△ 100,000	消耗品費（事務用） 10,000 印刷製本費（会議用資料） 30,000 食糧費（会議用） 10,000
役務費	14,000	54,000	△ 40,000	通信運搬費（切手代等） 10,000 手数料（振込手数料） 4,000
旅費	50,000	80,000	△ 30,000	普通旅費 50,000
歳出合計	14,114,000	9,964,000	4,150,000	

根室市地域公共交通確保対策協議会規約

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規程に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、根室市地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を北海道根室市常盤町2丁目27番地根室市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監事2名及び委員をもって組織する。

2 協議会の委員は次に掲げる者又は、組織を代表する者をもって構成する。

- (1) 公共交通事業者
- (2) 利用者団体
- (3) 私鉄総連根室交通支部 執行委員長
- (4) 根室商工会議所 事務局長
- (5) 根室市商店連合会 会長
- (6) 国土交通省釧路開発建設部 次長
- (7) 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部 根室出張所長
- (8) 北海道釧路方面根室警察署 交通課長
- (9) 根室市
- (10) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、選任した日の属する年度の次年度末までとし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員及び職務)

第6条 会長は根室市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 6 監事は、協議会の会計監査を行う。

(協議会の運営)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者を委員とみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる案件については、非公開で行うものとする。

7 会議の案件について会長が軽微な案件と判断した場合又は委員の招集が困難である場合等にあつては、会議に代えて書面により意見の聴取及び議決を行うことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会で議決された事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第10条 協議会は第3条に掲げる事項について、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 会長は、オブザーバーを会議に招集し、発言を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、根室市に事務局を置く。

2 事務局長は、根室市総合政策部長とする。

(経費)

第12条 協議会の事業に要する経費は、負担金、補助金、交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

根室市地域公共交通確保対策協議会 委員名簿

1 協議会規約第4条に規定する委員は以下のとおり。

No.	区分	所属	役職	氏名	備考
1	交通事業者	根室交通株式会社	代表取締役	岡野 将光	副会長
2		根室ハイヤー組合	組合長	岡野 忠春	
3		北海道旅客鉄道株式会社	専任部長	明 勝彦	
4	利用者団体	根室市町会連合会	事務局長	竹脇 秀斗	
5		根室市老人クラブ連合会	事務局長	織田 勝洋	
6		根室市社会福祉協議会	事務局長	星山 祐二	監事
7		根室市観光協会	事務局長	寺田 裕一	
8		根室市教育委員会	教育部長	園田 達弥	
9	関係機関	私鉄総連根室交通支部	執行委員長	佐原 貴幸	
10		根室商工会議所	事務局長	高野 美奈	監事
11		根室市商店連合会	会長	柴田 明信	
12	道路管理者	国土交通省北海道開発局釧路開発建設部	次長	大野 崇	
13		北海道釧路建設管理部	根室出張所長	佐々木 英幸	
14		根室市建設水道部	都市整備課長	小田 学	
15		根室市水産経済部	港湾課長	鈴木 勝彦	
16	公安委員会	北海道警察釧路方面根室警察署	交通課長	今田 浩司	
17	国	国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局	首席運輸企画専門官	松田 順一	
18	北海道	北海道根室振興局	地域政策課長	高田 大輔	
19	根室市	根室市	副市長	竹本 勝哉	会長

(任期：令和4年度～令和5年度)

2 協議会規約第9条に規定する部会及び所属団体は以下のとおり。

No.	部会名	所属
1	実証試験運行調査部会	根室交通株式会社、根室ハイヤー組合、北海道旅客鉄道株式会社、私鉄総連根室交通支部、根室市
2	市民意見調査部会	根室市町会連合会、根室市老人クラブ連合会、根室市社会福祉協議会、根室市観光協会、根室商工会議所、根室市商店連合会、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、北海道釧路建設管理部、北海道警察釧路方面根室警察署、根室市建設水道部、根室市水産経済部、根室市教育委員会